札幌方面室蘭警察署告示第９号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和８年10月13日

北海道札幌方面室蘭警察署長　鈴　木　琢　哉

１　入札に付す事項

⑴　契約の目的の名称及び数量　　警備艇「いぶり」機関部一般整備　一式

⑵　契約の目的の仕様等　　入札説明書による。

⑶　履行期間　　契約締結日の翌日から30日間

⑷　履行場所　　契約担当者等が指定する場所

２　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

⑴　令和８年度に有効な道の競争入札参加資格のうち「物品の購入（産業用機械器具類の機械修繕に限る。）」又は「船舶の建造又は修理」のいずれかの資格を有すること。

⑵　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

⑶　暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

⑷　独国ＭＴＵ社製「MTU8V2000M93型」の分解検査及び修理について、当該内燃機関の製造業者と業務提携している者又は業務提携している者の代理者であること。

⑸　日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、検査に応じられること。

３　制限付一般競争入札参加資格の審査

⑴　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５の２の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の⑷から⑸に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期　　令和８年10月13日（火）から同年10月27日（火）まで（日曜日、土曜日、北海道の休日に関する条例（平成元年北海道条例第２号）第１条に規定する北海道の休日（以下「休日」という。）を除く。）の毎日午前９時から午後５時まで

イ　申請の方法　　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　　郵便番号 050－0083　室蘭市東町4丁目27－10
北海道札幌方面室蘭警察署会計課

⑵　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

４　契約条項を示す場所

北海道札幌方面室蘭警察署会計課

５　入札執行の場所及び日時

⑴　入札場所　　室蘭市東町4丁目27－10　北海道札幌方面室蘭警察署３階大会議室

⑵　入札日時　　令和８年11月６日（金）　午後２時30分

⑶　開札場所　　⑴に同じ。

⑷　開札日時　　⑵に同じ。

６　入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

７　契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

８　入札説明書及び仕様書の交付に関する事項

⑴　交付場所　　５に同じ。

⑵　交付方法　　⑴の場所で交付する。

なお、郵便による交付を希望する場合は、Ａ４判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

9　郵便等による入札の可否

認めない。

10　落札者の決定方法

政令第167条の10第１項に規定する場合を除き、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

11　落札者と契約の締結を行わない場合

⑴　落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

⑵　契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

12　契約書作成等について

⑴　この契約は契約書の作成を要する。

⑵　落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。

13　その他

⑴　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

⑵　低入札価格調査の基準価格は設定していない。

⑶　最低制限価格は設定していない。

⑷　入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

⑸　契約に関する事務を担当する組織

ア　名　　称　　北海道札幌方面室蘭警察署会計課

イ　所 在 地　　郵便番号 050－0083　室蘭市東町４丁目27－10

ウ　電話番号　　0143－46－0110　内線 230

⑹　前金払はしない。

⑺　概算払はしない。

⑻　部分払はしない。

⑼　初度の入札において、入札者が１人の場合であっても、入札を執行する。

⑽　この入札は、取りやめること又は延期することがある。

⑾　この入札の執行は、公開する。

⑿　この公告の内容は予定であり、変更することがあり得る。

⒀　詳細は、入札説明書による。

なお、競争入札心得は、契約条項を示す場所において交付する。